

平成 27 年 4 月 1 日
平成 28 年 8 月 1 日改訂
令和 3 年 10 月 19 日改訂
令和 3 年 9 月 30 日適用

コンプライアンスに関する取組み

公益財団法人 地球環境産業技術研究機構

1. コンプライアンスに関する当機構の基本方針

当機構は、コンプライアンスの重要性を深く認識し、地球環境保全に関する研究開発・調査研究等に資するため、常に公平かつ公正な業務の遂行に努めます。

2. コンプライアンス推進体制

- 最高管理責任者
理事長
- 統括管理責任者
専務理事
- 推進責任者
事務局長

3. 不正行為に関する相談・告発について

- 相談・告発の受付方法
 - ・書面、電話、FAX、電子メール、面談などにより受け付けます。
 - ・原則として告発者のお名前があるもののみ受け付けます。
 - ・告発には不正とする合理的理由（不正を行ったとする者・所属、不正の具体的内容等）を示してください。
 - ・告発者には調査に協力を求める場合がありますのでご承知ください。

○受付窓口

総務グループ総務チーム

〒619-0292 京都府木津川市木津川台 9 丁目 2 番地

TEL0774-75-2300 FAX0774-75-2314

電子メール（次のメールフォームで行ってください。）



○秘密保護

- ・告発内容や告発者の秘密を守るため適切な方法を講じます。

○不正行為とは次の行為をいいます。

- (1) ねつ造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。
- (2) 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた研究結果等を真正でないものに加工すること。
- (3) 盗用 他の研究者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該研究者の了解若しくは適切な表示なく流用すること。
- (4) 資金の不正使用 実態とは異なる謝金又は給与の請求、物品購入に係る架空請求、不当な旅費の請求、競争的資金等の公募型の研究資金等の配分機関の定め、その他関係法令及び機構内関係規程に違反して資金を使用すること。
- (5) 二重投稿 他の学術誌等に既発表又は投稿中の論文と本質的に同じ論文を投稿すること。
- (6) 不適切なオーサiership 論文著作者が適正に公表されないこと。

4. 取引の不正等の防止について

○誓約書の提出

機構における物品の供給及び製造、役務その他の契約に関し、不正取引の発生を防止するため、取引先から誓約書の提出をお願いすることを基本にしています。

○取引停止の措置

機構における物品購入等契約に関し、取引先が不正な取引に関与した場合は、取引停止の措置を講じます。

5. コンプライアンスに関する規程

[コンプライアンス規程](#) [PDF : 67KB]

[研究活動の不正行為への対応に関する規程](#) [PDF : 159KB]

[資金不正使用の対応に関する規程](#) [PDF : 179KB]

(以上)